平成２７年（フ）第４９４号
横浜市栄区長沼町332番地７　レオパレスＳＡＫＵＲＡ210号
債務者　山田　弥生
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２０号
横浜市泉区上飯田町1331番地　市営上飯田団地８棟403号
債務者　佐藤　弥生
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６６１号
横浜市旭区市沢町1133番地５　パラシオＮ105
債務者　戸谷　　恵
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２４号
静岡県浜松市中区蜆塚２丁目17番32号　蜆塚ハイムＢ棟302号
債務者　生野　　広
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
栃木県栃木市藤岡町藤岡509番地３
債務者　石川　恵司
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３号
大分県中津市大字植野819番地５　トレステーラ東中津ヴィラＤ―12号
債務者　貝塚　千枝
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月６日午後２時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第３１４号
神奈川県藤沢市石川21番地の１　サニーヒル石川Ⅲ302号室
債務者　渡邊　　弘
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１５号
神奈川県藤沢市石川21番地の１　サニーヒル石川Ⅲ302号室
債務者　渡邊　初美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７３号
横浜市中区寿町３丁目12番地７　ゆめかいかん本館313号室
債務者　猪狩　　弘
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５７４号
横浜市磯子区中原１丁目１番40―722号
債務者　安部　修治
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４５号
横浜市金沢区六浦東１丁目６番10―206号
債務者　小山内三男
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５１号
横浜市港南区笹下５丁目28番37号
債務者　日高　星愛
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５２号
横浜市港南区笹下５丁目28番37号
債務者　日高　千春
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５４号
横浜市神奈川区浦島町359番地１　クリオ神奈川新町弐番館905号
債務者　小林　高広
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７０号
横浜市青葉区美しが丘５丁目26番地１　山内住宅２―205
債務者　中田　琴美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部